

第 6166 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2019年)平成31年 3月26日 火曜日

発行所	三輪厚二税理士事務所 / 顧問料不要の三輪会計事務所 (編集・発行: 税理士 三輪厚二) 大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL: 06-6209-7191 WEB: https://www.zeirishi-miwa.co.jp
-----	--

♠ 役員の子の授業料を一括して支出した場合

Q : 当社では、役員に対して毎月の報酬の他に、役員の子の授業料の1年分を一括して学校に支払うことを検討しています。この費用は、定期同額給与に該当しますか？

A : 該当します。

【解説】

役員に対して継続的に供与される経済的利益のうち、その供与される利益の額が毎月おおむね一定であるものは、定期同額給与として、法人の各事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入されます。

この「継続的に供与される経済的利益のうち、その供与される利益の額が毎月おおむね一定であるもの」とは、その役員が受ける経済的利益の額が毎月おおむね一定であるものをいい、負担した費用の支払形態や購入形態によりその該当性を判定するものではないと考えられます。

お尋ねの授業料は、本来であれば役員が負担すべき授業料を会社が学校に支払うものですから、実質的にその役員に対して給与を支給したのと同様の経済的効果が継続的にもたらされるものと考えられます。また、この場合の継続的に供与される経済的な利益の額とは、役員の子が継続的に(毎月)受ける教育役務の提供等の対価に相当する額と考えられますので、その額は毎月おおむね一定であると考えられます。

したがって、会社が学校に対して一括で支払う授業料は、その役員に対する定期同額給与に該当することとなります。

【三輪厚二税理士事務所(大阪市中央区)】

